

「経済教育」研究 (第6報)

—高等学校新学習指導要領「公民」に見る「経済教育」の分析と課題—

宮原 悟

A Study of Economic Education (VI) : Some Problems Caused by Analyzing Economic Education in the New Course of Study 'Civics' at High School Level

Satoru MIYAHARA

1、はじめに

平成21年3月9日、文部科学省より高等学校学習指導要領が告示された。そして、平成25年4月1日の入学生から年次進行により段階的に適用されることとなった。また、文部科学省より各種高等学校学習指導要領解説も出され、「公民編」については平成22年1月29日に明らかとされた。これを機会に、「経済教育」研究(第4報) - 小・中学校新学習指導要領における「経済教育」の分析と課題 - ¹⁾ に続き、高等学校新学習指導要領「公民」における「経済教育」の分析や課題についての探究を試みたい。

ところで、高等学校は進学率が継続して90%以上であるため、これまで準義務教育と言われ続けてきた。また、平成19年5月18日に「日本国憲法の改正手続に関する法律(いわゆる国民投票法)」が公布され、満18歳以上の日本国民が選挙権を有することとなった。そして、平成20年1月17日での中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領の改善について」の「8、各教科、科目等の内容」においては、改善の基本方針として「公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力を育成することを重視する方向で改善を図る」²⁾ とある。これらのことから、高等学校「公民」は有権者・世論形成者として社会参画するための最終段階における大衆の準備教育だとの認識をより強く持ち、その研究や実践の推進が図られるべきだと言える。以上の観点を堅持しつつ、本稿では高等学校「公民」の「現代社会」「政治・経済」における「経済教育」に焦点化し、新旧学習指導要領を比較・分析しながら新指導要領「経済教育」の特徴や方向性などを探究する。それを基に、高等学校における「経済教育」の今後のあり方について、米国やオーストラリア「経済教育」からの示唆、大衆化しつつある大学教育も視野に入れた小・中・高・大一貫性「経済教育」への言及など、いくつかの観点から若干の課題提起を行う。

2005年、金融庁の金融広報中央委員会がこの年を「金融教育元年」と位置付け、これまで学校教育になじまないとされ後れていた「お金」などに関わる「経済教育」が活発化されてきた。また、2008年秋のサブプライムローン問題によるリーマンショックは資本主義自由経済やグローバル経済化の負の部分の世に知らしめ、このような教育の重要性を否が応でも再認識させられた。その後も、リーマンショック脱却のための各国の大胆な財政・金融政策の発動による国家財政破綻の可能性、ギリシャ危機に見られるユーロ圏の経済的不安定、発展する中国経済に対し過度に依存する世界経済の脆弱性など、経済危機は枚挙に暇がなく、21世紀グローバル

経済社会を担う高校生に確かな「経済教育」を行う必要性は高まるばかりである。³⁾「経済教育」とは「経済の基本的概念を学ばせ、様々な経済問題に対し合理的・倫理的に意思決定し解決しようとする責任ある市民性を育成するための教育」だとの筆者自身による定義を再確認し、以下に論を展開する。

2、新学習指導要領「公民」における「経済教育」の特徴とその方向性 — 現行学習指導要領との比較の視点から —

「表(1)」は、新旧高等学校学習指導要領「公民」の「現代社会」「政治・経済」における「経済教育」関連部分について抜粋・比較したものである。表には示せなかった「第1章 総則」「第2章 各学科に共通する各教科 第3款 各科目における内容の取扱い」や『高等学校学習指導要領解説 公民編』なども要約引用しつつ、旧学習指導要領(以下、「旧指導要領」とする)との比較から、新学習指導要領(以下、「新指導要領」とする)における「経済教育」の特徴や方向性を示す。⁴⁾「公民」の目標である「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」は、今般改正された教育基本法第1条中の「平和で民主的な国家及び社会の形成者」という文言により、旧指導要領の「民主的・平和的な国家・社会の有為な形成者」が新指導要領では「平和で民主的な国家・社会の有為な形成者」となった。教育において最も重要な教育目標については、ただそれだけの変化である。また、「公民」の「現代社会」「政治・経済」の各目標にいたっては、旧学習指導要領のそれとほぼ同文である。けれども、今回の指導要領改訂が60年ぶりの教育基本法改訂およびそれを受けての学校教育法改訂を踏まえたものであるだけに、それに伴う「経済教育」の改訂には重要な特徴やその方向性が見られる。

(1) 現代社会における「経済教育」の特徴とその方向性

現代社会における「経済教育」の特徴と方向性について、科目全般に関わるものおよび「経済教育」特有のものを含め、以下の三つに要約される。

その一つは、課題追究的な学習がより一層重視されていることである。これまで、「人間としての在り方生き方を考える」というこの科目の性格を一層明確にさせる⁵⁾ため、主体的な課題の追究は図られてきた。けれども、今般の改訂では、より良い社会の形成に自ら参画していく資質や能力を育成する学習の充実を目指し、課題追究学習がより実質的なものになるよう配慮されている。そのため、従来の導入における課題追究に加え、科目のまとめとして内容の最後に課題追究的な学習が用意されている。また、課題追究に関わって、社会の在り方を考察する基盤として「幸福」「正義」「公正」などについて理解させることとしている。このことは、課題追究に視座を持たせることで効果的な学習となるよう意図されたものであろう。さらに、これらは中学校社会科「公民的分野」における現代社会をとらえる見方や考え方の基礎としての「対立と合意」「効率と公正」との連続性を意識したものであり、いわゆる中・高一貫性によって社会参画のための資質や能力の確かなる育成を目指したものと考えられる。課題追究的な学習の重視および考察の基盤としての一貫性を考慮した概念導入が、「経済教育」にとつての一つの方向性を示すこととなる。⁶⁾

その二つは、現代に生きる人間としての在り方生き方を考察するに持続可能な社会の形成に参画するとの観点が入り入れられたことである。これまで、人間としての在り方生き方とは「意

義ある人生を送れるようになることを目指すもの」⁷⁾とされてきた。そこに、2002年の第57回国連総会において採択された「持続可能な開発のための教育（Education for Sustainable Development）の10年、以下、ESDの10年」⁸⁾および我が国での「国連持続可能な開発のための教育の10年 実施計画（以下、実施計画）」⁹⁾を受けるかたちで、持続可能な社会の形成に参画するとの明確な観点が入り入れられることとなった。このことは、実施計画で「環境保全、経済の開発、社会の発展を調和の下に進めていくことが持続可能な開発です」¹⁰⁾とされることから、経済的意思決定のための視座を得たという意味において「経済教育」の方向性に大きく関わるものとなる。

その三つは、時代課題性を意識した学習内容となっていることである。現代の経済社会は、「技術革新などの進展によって、グローバル化や国際分業の進展、産業構造の変化、人々のライフスタイルの変化など」¹¹⁾が起き、そのため人類が直面する課題も変化する。そのため時代課題性を意識し、旧指導要領と比較すれば「経済教育」の学習内容がかなり変わっている。「(2)のエ 現代の経済社会と経済活動の在り方」では、「技術革新と産業構造の変化」「企業の働き」が削除され、「市場経済の機能と限界」「経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連」「社会保障」が加えられた。¹²⁾また、新指導要領の内容の取扱いにおいて、「経済活動を支える私法」「金融制度や資金の流れの変化」「消費者に関する問題」にも触れることとされた。「(2)のオ 国際社会の動向と日本の果たすべき役割」では、「資本主義経済と社会主義経済の変容」「貿易の拡大と経済摩擦」が削除され、「国際貢献」「経済における相互依存関係の深まり」「地域的経済統合」「国際社会における貧困と格差」が加えられた。これらの学習内容の変化は、グローバル化しその光と影の影響を大きく受ける現代経済社会により相応しい「経済教育」内容の方向性だと考えられる。

(2) 政治・経済における「経済教育」の特徴とその方向性

政治・経済における「経済教育」の特徴と方向性について、科目全般に関わるものおよび「経済教育」特有のものを含め、以下の二つに要約される。

その一つは、公共的な事柄に自ら参画していく資質や能力の育成を目指し、課題探究的な学習の実質化のために様々な工夫がなされていることである。グローバル化や規制緩和が進展し一層の変化が予想される経済社会に参画するためには、自ら考察・判断・行動できる資質や能力が必要とされ、その基礎としての経済諸課題への見方や考え方を深めることが大切である。このような観点から、課題探究学習の実質化による社会参画のための資質や能力の向上を目指し、新指導要領は次の五つの点を工夫・改善している。

① 課題追究学習から課題探究学習へと学習を深化させたこと

新指導要領の「(3) 現代社会の諸課題」において、旧指導要領では「現代の政治や経済の諸課題を追究する学習を行い」とされていたものが、「現代社会の諸課題を探究する活動」と改められた。つまり、課題追究学習から課題探究学習へと変化したのである。また、「3、内容の取扱い(1)イ」や『新指導要領解説 公民編』の政治・経済における「3、指導計画の作成と指導上の配慮事項」では、旧指導要領に示された「細かな事象や高度な事項・事柄には深入りしない」との文言が削除された。これらのことは、諸課題をより深く追究することで社会事象に対する見方や考え方をさらに深化・発展させ、社会参画のための資質や能力の育成を確かなものにしようとの意図があると考えられる。

② 経済活動の意義を明確にしていること

新指導要領では、「2、内容 (2) 現代の経済 ア、現代経済の仕組みと特質」において「経

「経済活動の意義」が新たに加えられた。その指導要領解説では、経済活動とは、人間生活の維持・向上のために行われるものであり、財・サービスの希少性ゆえに費用便益分析による生産・分配・消費の経済的選択だとされている。これまで、「経済とは何か」について諸事情¹³⁾により曖昧とされてきたが、ここに「経済活動の意義」としてそれが明確にされたことにより、自ら考察・判断・行動するための視座が得られることとなった。

③ 中・高一貫性を意識していること

中学校社会科「公民的分野」において、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として「対立と合意」「効率と公正」が学習されていることは既に述べた。高等学校「政治・経済」では、経済的な選択や意思決定には「効率」「公正」の観点やそれらの「調整（合意）」が必要だとしていること、経済の在り方と福祉の向上の関連では「対立」から考察させていることなどにより、経済関連の概念について中・高一貫性が意識されていることが理解される。社会参画のための資質や能力の育成には、一貫性による学習成果の蓄積が必要であることは言うまでもない。

④ 課題探究学習において表現する能力や態度に力をいれたこと

内容の「(3) 現代社会の諸課題」では、この科目のまとめと位置付け、地域や学校、生徒の実態などに応じて課題を選択し探究するようになっており、課題探究学習の中心をなしている。これに関連し、内容の取扱い「(1) 内容の全体にわたって、次の事項に配慮するものとする」の「ウ」において、「政治、経済について考察した過程や結果について適切に表現する能力と態度を育てるようにすること」とあるように、課題探究学習において表現する能力や態度の育成に力をいれている。これは旧指導要領の文言や趣旨と同様ではあるが、小・中・高等学校新指導要領全体の改訂の趣旨として表現力の育成が強調されていることを背景として、これまで『旧指導要領解説 公民編』の政治・経済では「3、指導計画の作成と指導上の配慮事項」でこのことに言及していただけだったが、『新指導要領解説 公民編』ではそれに加え「(3) 現代社会の諸課題」でも重複して言及し強調している。社会参画をより確かなものにするためには、これまで以上に表現する能力や態度の育成に力を入れるのは当然のことゆえの重複表現と考えられる。

⑤ 持続可能な社会の形成を課題探究の観点として取り入れたこと

「現代社会」と同様に、「政治・経済」でも「持続可能な社会の形成」を課題探究の観点として取り入れたことは今回の指導要領改訂の特徴である。その背景としての国連決議による「ESDの10年」などについての言及は割愛するが、旧指導要領が「望ましい解決の在り方」という漠然とした観点到に留まっていたのとは対照的に、新指導要領では課題探究学習におけるその観点が具体的に示されたと言える。

その二つは、時代課題性を意識した学習内容になっていることである。ところで、新指導要領の「現代社会」「政治・経済」においては、旧指導要領にはなかった「グローバル化」という文言が散見される。すなわち、新指導要領では「国際化」を「グローバル化」に変更したり、「国際経済」「国際社会」に「グローバル化が進展する」といった修飾語をつけたりしている。「国際化」には文字を見てのとおり「国」の概念が含まれているが、「グローバル化」にはその概念が含まれない。つまり、現代社会を経済ボーダーレス化が進展するグローバル・エコノミーの時代だと認識し、そのような経済社会に自ら参画し主体的に生きていくための資質や能力の育成を時代課題だとして学習内容が構成されているものと考えられる。具体的に「2、内容」および「3、内容の取扱い」を含めて新旧指導要領の学習内容を比較すれば、「資本主義経済及び社会主義経済の変容」「経済摩擦と外交」が削除され、「経済活動の意義」「資源・エネルギー

表（1）高等学校新旧学習指導要領「公民」における「経済教育」関連部分の比較対照表

旧学習指導要領	新学習指導要領
<p>〔現代社会〕</p> <p>目標：人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考え公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考える力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。</p> <p>内容：（2）イ、現代の経済社会と経済活動の在り方 現代の経済社会における技術革新と産業構造の変化、企業の働き、公的部門の役割と租税、金融機関の働き、雇用と労働問題、公害の防止と環境保全について理解させるとともに、個人と企業の経済活動における社会的責任について考えさせる。</p> <p>エ、国際社会の動向と日本の果たすべき役割 世界の主な国の政治や経済の動向に触れながら、人権、国家主権、領土に関する国際法の意義、人種・民族問題、核兵器と軍縮問題、我が国の安全保障と防衛、資本主義経済と社会主義経済の変容、貿易の拡大と経済摩擦、南北問題について理解させ、国際平和や国際協力の必要性及び国際組織の役割について認識させるとともに、国際社会における日本の果たすべき役割及び日本人の生き方について考えさせる。</p>	<p>〔現代社会〕</p> <p>目標：人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。</p> <p>内容：（2）エ、現代の経済社会と経済活動の在り方 現代の経済社会の変容などに触れながら、市場経済の機能と限界、政府の役割と財政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる。また、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせるとともに、個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる。</p> <p>オ、国際社会の動向と日本の果たすべき役割 グローバル化が進展する国際社会における政治や経済の動向に触れながら、人権、国家主権、領土に関する国際法の意義、人種・民族問題、核兵器と軍縮問題、我が国の安全保障と防衛及び国際貢献、経済における相互依存関係の深まり、地域的経済統合、南北問題など国際社会における貧困や格差について理解させ、国際平和、国際協力や国際協調を推進する上での国際的な組織の役割について認識させるとともに、国際社会における日本の果たすべき役割及び日本人の生き方について考察させる。</p> <p>（3）共に生きる社会を目指して 持続可能な社会の形成に参画するという観点から課題を探究する活動を通して、現代社会に対する理解を深めさせるとともに、現代に生きる人間としての在り方生き方について考察を深めさせる。</p> <p>内容の取扱い：（2）イ（オ） エの「市場経済の機能と限界」については、経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れること、「金融」については、金融制度や資金の流れの変</p>

<p>〔政治・経済〕</p> <p>目標：広い視野に立って、民主主義の本質に関する理解を深めさせ、現代における政治、経済、国際関係などについて客観的に理解させるとともに、それらに関する諸課題について主体的に考察させ、公正な判断力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。</p> <p>内容：(2) 現代の経済</p> <p>現代の日本経済及び世界経済の動向について関心を高め、日本経済の国際化をはじめとする経済生活の変化、現代経済の機能について理解させるとともに、その特質を探究させ、経済についての基本的な見方や考え方を身に付けさせる。</p> <p>ア、経済社会の変容と現代経済の仕組み</p> <p>資本主義経済及び社会主義経済の変容、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、資金の循環と金融機関の働きについて理解させ、現代経済の特質について探究させるとともに、経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。</p> <p>イ、国民経済と国際経済</p> <p>貿易の意義と国際収支の現状、為替相場の仕組み、国際協調の必要性や国際経済機関の役割について理解させ、国際経済の特質について探究させるとともに、国際経済における日本の役割について考察させる。</p> <p>(3) 現代社会の諸課題</p> <p>政治や経済に関する基本的な理解を踏まえ、現代の政治や経済の諸課題を追究する学習を行い、望ましい解決の在り方について考察させる。</p> <p>ア、現代日本の政治や経済の諸課題</p> <p>大きな政府と小さな政府、少子高齢社会と社会保障、住民生活と地方自治、情報化の進展と市民生活、労務関係と労働市場、産業構造の変化と中小企業、消費者問題と消費者保護、公害防止と環境保全、農業と食糧</p>	<p>化などにも触れること。また、「個人や企業の経済活動における役割と責任」については、公害の防止と環境保全、消費者に関する問題などについても触れること。</p> <p>〔政治・経済〕</p> <p>目標：広い視野に立って、民主主義の本質に関する理解を深めさせ、現代における政治、経済、国際関係などについて客観的に理解させるとともに、それらに関する諸課題について主体的に考察させ、公正な判断力を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる。</p> <p>内容：(2) 現代の経済</p> <p>現代の日本経済及び世界経済の動向について関心を高め、日本経済のグローバル化をはじめとする経済生活の変化、現代経済の仕組みや機能について理解させるとともに、その特質を把握させ、経済についての基本的な見方や考え方を身に付けさせる。</p> <p>ア、現代経済の仕組みと特質</p> <p>経済活動の意義、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、金融の仕組みと働きについて理解させ、現代経済の特質について把握させ、経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。</p> <p>イ、国民経済と国際経済</p> <p>貿易の意義、為替相場や国際収支の仕組み、国際協調の必要性や国際経済機関の役割について理解させ、グローバル化が進む国際経済の特質について把握させ、国際経済における日本の役割について考察させる。</p> <p>(3) 現代社会の諸課題</p> <p>政治や経済などに関する基本的な理解を踏まえ、持続可能な社会の形成が求められる現代社会の諸課題を探究する活動を通して、望ましい解決の在り方について考察を深めさせる。</p> <p>ア、現代日本の政治や経済の諸課題</p> <p>少子高齢社会と社会保障、地域社会の変貌と住民生活、雇用と労働を巡る問題、産業構造の変化と中小企業、農業と食料問題などについて、政治と経済とを関連させて探究させる。</p>
---	--

<p>問題などについて、政治と経済とを関連させて考察させる。</p> <p>イ、国際社会の政治や経済の諸課題</p> <p>地球環境問題、核兵器と軍縮、国際経済格差の是正と国際協力、経済摩擦と外交、人権・民族問題、国際社会における日本の立場と役割などについて、政治と経済とを関連させて考察させる。</p>	<p>イ、国際社会の政治や経済の諸課題</p> <p>地球環境と資源・エネルギー問題、国際経済格差の是正と国際協力、人権・民族問題と地域紛争、国際社会における日本の立場と役割などについて、政治と経済とを関連させて探究させる。</p>
<p>内容の取扱い：(2) イ</p> <p>内容の(2)のアについては、マクロ経済の観点を中心に扱うこと。</p>	<p>内容の取扱い：(2) イ</p> <p>イ、内容の(2)については、次の事項に留意すること。</p> <p>アについては、マクロ経済の観点を中心に扱うこと。「市場経済の機能と限界」については、公害防止と環境保全消費者に関する問題も扱うこと。また、「金融の仕組みと働き」については、金融に関する環境の変化にも触れること。</p>

問題」が加えられた。また、これまでと異なって、「公害防止と環境保全、消費者に関する問題」を「市場経済の機能と限界」の外部不経済や情報の非対称性の視点・観点から取扱うこと、「金融の仕組みと働き」では金融業務や金利の自由化および金融破綻による信用収縮の影響などといった金融環境の変化や影響にも触れることとされている。1989年12月のブッシュ＝ゴルバチョフによるマルタ会談で東西冷戦構造が終焉した現在、「資本主義経済及び社会主義経済の変容」は時代課題性という点で取上げて取り上げるのを避けたのであろう。また、「経済摩擦と外交」は国家をマクロの単位とした発想であり、現代企業が利潤を求めてボーダーレスに展開する現実とのずれを感じたから削除したのだろう。他方、資本主義市場経済が世界を席捲しモノ・カネ・人・情報が国境を越え自由に展開する昨今、「市場経済の機能と限界」「金融環境の変化」は取り上げるべき焦眉の課題なのであろう。いずれにしろ、時代課題性を意識した経済学習内容へと移行しているように思われる。

(3) 公民における「経済教育」の特徴とその方向性についての総括

これまで、「現代社会」および「政治・経済」について、新指導要領における「経済教育」の特徴と方向性について各々論じてきた。ここでは、「経済教育」に対する課題の提示に向けて、両科目の特徴と方向性の要点について総括しておきたい。

極論すれば、新指導要領「公民科」における「経済教育」の目標とは、「より良い経済社会の形成に自ら参画していく資質や能力を育成すること」と焦点化できるのではないか。そして、経済社会の形成への参画とは、有権者・世論形成者などとして経済問題の解決に向けて自ら意思決定をしていくことだと考えられる。そのような目標を達成するため、新指導要領には内容・方法として次の五つのポイントがあると思われる。

- ① 課題追究・探究学習など、作業的・体験的な学習をより一層充実させること。
- ② 形成すべきより良い経済社会とは、主として「持続可能な社会」であるとの認識を持つこと。
- ③ 基礎的経済概念としての「対立と合意」「効率と公正」について、中・高一貫性によりその習得や活用を確かなものにする
- ④ これまでどおり思考力・判断力・表現力の育成を重視するが、今回では取り分け表現力の

育成に配慮すること

⑤ 情報などの科学技術の発展、グローバル化や規制緩和など、経済環境の変化に応じた時代課題的な内容を取り上げること

なお、「経済教育」が育成すべき経済的意思決定能力について、意思決定をするためには依拠すべき視座が必要である。「持続可能な社会の形成」を目指すこと、基礎的経済概念として「対立と合意」「効率と公正」の習得や活用を確かなものにする、こと、「経済活動の意義」とは人間生活の維持・向上のための財・サービスの経済的選択だとすることなど、今般指導要領改訂には意思決定に関わる視座が随所で示されている点にも留意したい。

3、高等学校新学習指導要領「公民」における「経済教育」の課題

ここで、本稿が「経済教育」の定義とする「経済の基本的概念を学ばせ、様々な経済問題に対し合理的・倫理的に意思決定し解決しようとする責任ある市民性を育成するための教育」について再確認し、以下で「2、新学習指導要領“公民”における“経済教育”の特徴とその方向性」に鑑み三つの課題を提示したい。¹⁴⁾ 当然、各課題への取り組みにより「より良い経済社会の形成に自ら参画していく資質や能力を育成すること」が目指されていることは言うまでもない。

(1) 体験・経験学習の実践とその方法の観点からの課題

教育によって学力を付けるための基本は、生徒にとって魅力ある授業を提供することにある。魅力ある授業とは、学習する者にとって必要性を感じずるもの、発見の喜びを感じずるもの、解決を迫られるものなどと言われる。これまで学校は、「お金もうけ」など経済をタブー視し、生徒に「アルバイトは許可制」「多額の現金を学校に持ち込まない」などと言ってきた。そのような環境に置かれてきた学校が、高校生にとって上記の魅力ある授業の条件を満たす経済学習を展開するには困難が多い。また、「経済教育」においてそのような条件を満たすには、現実の経済社会で体験・経験学習を行うことが効果的である。なぜなら、現実の経済社会は労働と賃金・経営と利潤・契約と責任など厳しい経済の現実を内包し、それらが経済社会に生きる者としての在り方や生き方についての自覚を育てるからである。

高校生という発達段階を勘案すれば、企業や商店でのインターンシップや観察・調査、学校運営資金獲得などのためのバザーやボランティア、各自治体の財政への調査・分析および提言と言った体験・経験学習を実践したい。米国やオーストラリアの「経済教育」にはこのような授業実践の蓄積は多く、それらを参考とするのも効果的である。¹⁵⁾ ただ、このような体験・経験学習は、評価方法、時間や機会の確保、保護者や地域社会の理解など、多くの実践上の障害が不可避である。けれども、「経済教育」では体験・経験学習が極めて効果的なこと、昨今の厳しい経済環境がこれまでとは比較にならないほど「経済教育」の必要性を迫っていることを強く認識し、実践していく決意が必要であろう。生涯を通じて学校に身を置き企業などでの労働経験がない教員には、体験・経験学習の効用をもう一步実感できないことも実践への障害の一つだと思われる。なお、「経営ゲーム」「株式学習ゲーム」¹⁶⁾ などの学習シミュレーション教材による疑似体験・経験学習であっても効果的だとの報告がなされていることを付け加えておきたい。

(2) 小・中・高・大一貫性の観点からの課題

「経済教育」による成果を確かなものにするためには、目標・内容・方法などにおいて小・

中・高一貫性カリキュラムによるスパイラル的学習が必要である。¹⁷⁾ なぜなら、経済社会において生きて働く力とは、一朝一夕には達成されず積み上げられてこそ育つものだからである。「経済教育」における一貫性カリキュラムは、米国やオーストラリアのそれにも見られる特徴でもある。¹⁸⁾ 新指導要領では「対立と合意」「効率と公正」による中・高一貫性の特徴であったが、その方向性をさらに効果的なものとするため小・中・高・大一貫性の観点の必要性を強く主張したい。ここでは、小・中・高・大一貫性の実質化に向けて二つの課題について言及しておく。そして、高等学校「公民科」においてこの課題を意識した授業の研究や実践が行われることが肝要である。

①小学校と中・高一貫性の観点から

中学校指導要領社会科「公民的分野」では、「対立と合意」「効率と公正」が現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として明示された。その基礎は、高等学校指導要領「公民科」にも中・高一貫性を意識して継続された。しかしながら、小学校指導要領社会科にはその趣旨は明示されていない。中学校指導要領社会科「公民的分野」の「2 内容（4）私たちと国際社会の諸課題 イ、よりよい社会を目指して」に対し「3 内容の取扱い」では「イについては、社会科のまとめとして位置付け」とあるように、小学校からの7年間の社会科を総括する小・中一貫性を意識した内容の取扱いとなっている。その理念からも、「対立と合意」「効率と公正」を明確に小学校社会科にも下ろす工夫をし、小学校を含む一貫性の確保によって学習をより効果的にすべきであろう。¹⁹⁾ 当然のことながら、その工夫は高等学校「経済教育」が一貫性を強く認識して実践されることを促すことになる。

②大学と中・高一貫性の観点から

大学・短大への進学率が5割を超え大衆化が進む昨今、大学教育のあり方が強く問われている。取り分け初年度教育のあり方は大きな課題であり、教養教育における高・大の連携や一貫性もその中核をなすものであろう。²⁰⁾ そのような状況において、2000年12月、中央教育審議会より「新しい時代における教養教育の在り方について（審議のまとめ）」が出された。その「第1章 今なぜ教養か」「第3章 どのように教養を培っていくか」の趣旨を要約すれば、「品格ある社会の実現にむけた主体的な行動」「主体的な能力や意欲の育成」を目指し「高等教育だけでなく初等中等教育も含めた学校の教育活動全体」「主体的学習や社会生活における様々な体験」を通して教養を身につけることとなる。その場合、「我々や我々の形作る社会が現在どのような地点に立っているかを見極める」こととされている。新指導要領の特徴や方向性としてこれまで述べてきた「社会形成への参画」のための「一貫性」「作業的・体験的な学習」「時代課題性」などの必要性は、この中央教育審議会の「審議まとめ」とまったくオーバーラップするものとなっている。また、1999年12月16日、中央教育審議会より出された「初等中等教育と高等教育との接続の改善について（答申）」における検討課題の視点である「自ら学び自ら考える力と課題探究能力の育成を軸とした教育」「主体的な変化への対応」なども同様にオーバーラップする。

以上より、既述の高等学校公民科における「経済教育」の特徴や方向性を追究することは、高・大一貫性を保たせるためにも大切であることが理解される。これまで、大学・短大で経済学を担当する教員などによって高校生向けの経済書の執筆も試みられてきた。²¹⁾ その努力は多としつつも、それらはいくまでも高校生にとって興味を持てかつ理解できるような経済書という視点が強く、高・大「経済教育」の目標・内容・方法における一貫性追究という観点は弱いと思われる。また、経済学を担当する多くの大学・短大教員が、教養科目や経済系学部の基礎科

目のための適切な教科書の執筆や選択に苦心している状況も申し添えたい。高校教員と大学教員との共同作業も有効であろうが、その取り組みに対し立ちはだかる壁は高いようだ。²²⁾ せめて、高校・大学の各教員が双方向的に互いの「経済教育」の実状を知って教育に携わりたいものである。篠原総一同志社大学教授は、「経済学と高校の政治・経済のあいだ」²³⁾において、高校の政治・経済を意味のある経済入門学習にするために「高校生が学ぶべき内容の絞込み」「入試に左右されない授業」などの提言をしている。これらは、高校「経済教育」にとって高・大一貫性確保のための一つの示唆となろう。

(3) 時代課題性の観点からの課題

新指導要領では、経済環境の変化に伴い当然ながら「経済教育」によって育成されるべき力にも変化を迫る。1989年12月のマルタ会談により冷戦が終焉すると、資本主義が世界を席捲するようになった。経済活動の自由と結果に対する自己責任を基本原理とする資本主義ゆえに、モノ・カネ・人・情報が利潤を求めて自由に国境を越える。その結果、1990年代後半のアジアの通貨危機、2000年代末のリーマンショックなど、金融の暴力的展開がグローバル経済を混乱に陥れ人々にその結果責任を迫る。また、経済活動の自由は利潤を求めた競争であり、利潤にとって足枷となる「環境」は切り捨てられ、弱肉強食により「経済格差」を惹起する。四半世紀のこのような経済環境の変化ゆえに、新指導要領において「グローバル化」「規制緩和」「市場経済」「環境保全」「金融環境の変化」などが文言とされ、経済環境の変化に対応した力の育成を「経済教育」に期待する。ゆえに、時代課題的な内容をより多く取り上げることにより、生徒にとって興味・関心が持て学習する必要性が実感できるものとしつつ、彼らの内に21世紀経済社会を生き抜く力を育てたい。

近年、米国「経済教育」においても「パーソナルファイナンス」²⁴⁾「起業家」「環境」など、時代課題性のある内容が活発に展開されている。ところで、「表(2)」は、早稲田大学経済教育総合研究所が中心となって実施した「経済リテラシーテスト」の結果の抜粋である。これは、国際交流基金日米センターの助成により、2000年2月から2002年3月にかけて米国の高校生3,288

表(2)「経済リテラシーテスト」の結果による日米高校生の経済理解力比較

質問項目	米国高校生の正答率 (%)	日本高校生の正答率 (%)
1、経済における企業家(起業家)の基本的役割は ①新製品の生産・販売方法を政府に伝えること ②創業に伴うリスクを負うこと ③会社の株式を売買すること ④新しいビジネスにおける投資家の責任を限定すること	正答は②で 79.4 誤答 ①5.9 ③10.6 ④4.1	正答は②で 36.3 誤答 ①13.0 ③31.9 ④18.7
2、経済学の観点から言うと、環境汚染を抑えるための最も効率的な方法は ①有毒な化学物質の使用をやめること ②すべての汚染を取り除くために経済的資源を利用すること ③汚染削減のために追加される費用よりも、汚染削減による追加的利益が大きい限り、費用を支出すること ④汚染問題をひきこす経済活動を禁止する法律や規則を適用すること	正答は③で 52.4 誤答 ①6.1 ②12.3 ④29.0	正答は③で 32.6 誤答 ①17.9 ②12.1 ④37.0

名、日本の高校生2,631名に対し経済理解力について実施した40の質問からなるテストである。この結果から、日本の高校生は「1」の「企業家（起業家）」、「2」の「環境」の質問で、米国の高校生と比較すると経済理解力が劣ることが判明した。表には示さなかったが、「金銭・個人金融」などでも同様な結果となった。²⁵⁾ この結果からも、受験に必要な知識が網羅されている旧態依然とした教科書とその解説的な授業から、より時代課題性に富んだ内容への転換が焦眉の課題であろう。

4、おわりに

ここまで、旧指導要領と比較しつつ新指導要領「経済教育」の特徴や方向性について探究し、「体験・経験学習の実践とその方法」「小・中・高・大一貫性」「時代課題性」の三つの観点から高等学校公民科「経済教育」の課題について述べてきた。この他にも、「経済教育を担当する教員の資質向上」「経済的意思決定と経済学との相関」「経済教育の企業論理からの中立性」など、探究すべき課題は様々に存在する。²⁶⁾

現在、国際投機を巡る金融の暴力的展開、環境問題の深刻化、資源・エネルギーの争奪や価格高騰、南北格差の拡大など、各国を取り巻く経済環境は未曾有の厳しさに見舞われている。従って、子どもたちに対しこれらの厳しい経済環境に対応できる力を教育によって育成すべく、国家レベルでの積極的な取り組みが各国の「経済教育」で見られる。米国では、教育行政は地方分権的であったにもかかわらず、1997年に「経済教育」ためのナショナル・スタンダードが出された。²⁷⁾ また、オーストラリアでも、ここ十数年来の各州の「経済教育」への取り組みは活発であり、この傾向はいずれ国家レベルでのそれへと止揚されていくことであろう。²⁸⁾ 21世紀となって初めて小・中・高等学校の学習指導要領が出揃ったこの機会に、日本においても世界有数の経済大国に相応しい「経済教育」を実践する必要がある。そして、高等学校「経済教育」が社会参画のための最終段階の大衆の準備教育であり同じく大衆化した大学教育への橋渡しであるとの位置付けを想起するとき、議論や理論に終わらず教育現場での授業実践として現実化・実質化していくことが肝要である。²⁹⁾ キャリア教育をコアとする小・中・高等学校カリキュラムをとる主張すら風聞するほど、「経済教育」への重要性が高まってきている。

〔注〕

- 1) 宮原 悟 『名古屋女子大学紀要』 第55号 人文・社会編、平成21年3月。
- 2) 同答申の「改善の具体的事項」として、「公民科については、よりよい社会の形成に自ら参画していく資質や能力を育成するため、各科目の専門的な知識、概念や理論及び倫理的な諸価値や先哲の考え方などについて理解させるとともに、それを手掛かりに各科目の特質に応じて取り上げた諸課題を考察させ、社会的事象に対する客観的で公正な見方や考え方と人間としての在り方生き方についての自覚を一層深めることを重視して改善を図る」ともしている。
- 3) 「21世紀社会において共生する力とは、教育課程での英語・外国語・芸術・科学だけでなく歴史・地理・政治と公民・経済を含む基本的な社会科学科目が重要であると強く主張する。それは、いわゆる21世紀的テーマであるグローバル意識を含んだ金融・経済・ビジネス・起業家・市民性といった能力だと認識される」(Mark Schug, Jane Lopus, "Economic and Financial Education for the 21st Century" *Social Education*, November/December 2008, pp.359-362) とあるように、米国でも21世紀グローバル経済社会に効果的に参画していくためには基本的な経済知識に対する深い理解が不可欠なものだとの認識がある。
- 4) 大杉昭英編著『高等学校 新学習指導要領の展開 公民科編』(明治図書 2010年4月)などを参考とした。

- 5) 文部省『高等学校学習指導要領解説 公民編』実教出版株式会社、平成11年12月、11頁。
- 6) 宮原悟「経済教育」研究(第5報) - 中学校新学習指導要領社会科“公民的分野”における“対立と合意”“効率と公正”をめぐる - (『名古屋女子大学紀要』第56号 人文・社会編、平成22年3月)を参照されたい。
- 7) 注5) 同書、7頁。
- 8) 2003年、2004年の国連総会で「ESDの10年を推進するための決議案」も採択され、その推進機関とされたユネスコにより国際実施計画が策定され承認された。
- 9) 「国連持続可能な開発のための教育10年」関係省庁連絡会議、平成18年3月30日。
- 10) 同上、(2)イより抜粋要約。
- 11) 新指導要領解説「公民編」より、抜粋要約。
- 12) 旧指導要領の内容である「公害の防止と環境保全」については、新指導要領では内容から内容の取扱いへと移行されている。
- 13) 日本の経済学界においては「近代経済学」と「マルクス経済学」が対立してきたこと、経済学を含む社会科学には多様な価値観が存在することなどがその事情だと考えられる。経済的意思決定の育成を目指した「経済教育」には、意思決定のための視座として「経済とは何か」を示す必要があるとこれまで筆者は主張してきた。ようやく、その主張の方向性が指導要領でも示されるようになってきた。
- 14) 魚住忠久、山根栄次、深草正博、宮原悟、土屋武志『新版 21世紀社会科への招待』(学術図書出版社、平成22年3月、83-89頁)も参照されたい。
- 15) 米国についてはNational Council on Economic Education、オーストラリアについてはVictorian Curriculum Assessment Authorityのホームページなどが参考となる。
- 16) 経営ゲームについては、財団法人日本経済教育センターが2005年に作成した「牛井屋経営シミュレーションゲーム」などがよく知られる。「株式学習ゲーム」とは、日本証券業協会により1995年に始められた株式の模擬売買ゲームである。米国のStock Market Gameを基に作成されたシミュレーション教材であり、現在、7万名弱の高校生らが参加している。
- 17) 魚住忠久、西村公孝編『小・中・高一貫の公民形成カリキュラム研究・開発と実践 - 生活科・社会科・公民科の連関を求めて -』(中部日本教育文化会、1994年)などが参考となる。
- 18) 米国においては*ECONOMICS: WHAT AND WHEN Scope and Sequence Guideline, K-12* (Joint Council on Economic Education, 1988)、オーストラリアにおいては主要社会科教科書*Jacaranda: Studies of Society and Environment* (John Willey & Sons Australia Ltd, 1997) などに見られる。
- 19) 例えば、小学校新指導要領社会科の「第3学年および第4学年」の「内容の取扱い(1)」において、「販売」については、商店を取り上げ、販売者の側の工夫を消費者の側の工夫と関連付けて扱うようにすること」とある。このことは、「対立と合意」「効率と公正」に強く関連した内容の取扱いであり、一貫性の追究において工夫すべき箇所である。しかしながら、指導要領に明示されていないためか、現場ではこの点はあまり認識されていないように思われる。なお、「対立と合意」「効率と公正」を一貫性の基礎的概念とする妥当性については、注6)を参照されたい。
- 20) 宮原悟「資格教育課程からみる教養教育のあり方」(『総合科学研究 創刊号』名古屋女子大学総合科学研究所、2007年3月、36-41頁)を参照のこと。ここでは、高・大連携を追究した教養教育に対する筆者の試みにも言及している。
- 21) 小塩隆士『高校生のための経済学入門』(ちくま新書、2002年)、山岡道男、浅野忠克『アメリカの高校生が読んでいる経済の教科書』(アспект、2008年)などがある。
- 22) 魚住忠久、宮原悟「高校“経済教育”の研究と展開(Ⅱ) - 高校“経済教育”と経済学」(愛知教育大学教科教育センター研究報告第13号、1989年3月、137-143頁)を参照されたい。なお、その壁について知るためには、「経済教育学会」のこれまでの歩みを検証するのも有効であろう。
- 23) 『経済セミナー No.653』日本評論社、2010年5月1日、22-25頁。また、ここで紹介されている『出社が楽しい経済学』(吉本佳生、NHK出版、2009年)は、基礎的経済概念の高・大一貫の可能性などにおいて参考となる。
- 24) *Social Education 69 (2)*, National Council for the Social Studies, 2005、において Financial Educationの特集も組まれ参考となる。また、オーストラリアでもどの段階においても「金融」に力を入れている。
- 25) 山岡道男他『21世紀における経済教育政策の日米比較 - 経済リテラシーテストの分析結果から -』(早稲田大学経済教育総合研究所、2006年3月31日)を参照されたい。
- 26) 注14) 同書を参照されたい。
- 27) *Voluntary NATIONAL CONTENTS STANDARDS IN ECONOMICS*, National Council on Economic Education. な

お、訳書として、『経済学習のスタンダード20：21世紀のアメリカ経済教育』（財団法人消費者教育支援センター、2001年3月）がある。

- 28) 現在、ヴィクトリア州では、就学前から10学年までは*Victorian Essential Learning Standards*、11学年および12学年として*Economics Victorian Certificate of Education Study Design*（いずれも、Victorian Curriculum and Assessment Authorityにより出版）によって「経済教育」の充実が図られている。さらに2008年、オーストラリア連邦政府は「英語」「数学」「科学」「歴史」について就学前から高等学校までのナショナルカリキュラムを発表した。また近々に、「地理」「第二外国語」「芸術」についてもそれが発表される予定である。現段階では「経済」関連について発表の予定は公表されていないが、オーストラリアのカリキュラムを構成する教科目からすれば、いずれ「経済」関連についてのナショナルカリキュラムが発表されるであろう。このように、これまで州の教育省に任されていたカリキュラムを中央集権化することにより、オーストラリアでは国を挙げて教育水準の向上に努めようとしている。もちろん、「経済」関連もその一つであり、このような中央集権化の傾向はすでに過去10年以上にわたり顕著となってきている。なお、詳細は宮原悟「オーストラリア“経済教育”研究（第1報）－ヴィクトリア州高等学校“経済教育”の過去10年（1994－2003）の変遷とその示唆」（『名古屋女子大学紀要』第52号 人文・社会編 平成18年3月）を参照されたい。
- 29) 2004年8月31日、金融庁から公表された「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」によれば、金融経済教育は「重要であり必要である」と答えた高等学校が81%であったのに対し、「積極的に行っていききたい」と答えたのは29%であった。このような結果から、教育現場では「経済教育」に対して必要だとの認識を持ちつつも現実的・実質的な動きは鈍いことが理解される。なお、本アンケートの調査対象となった高等学校は470校であったが、回答率は53.6%に過ぎなかった。

